



# 陳 情 書

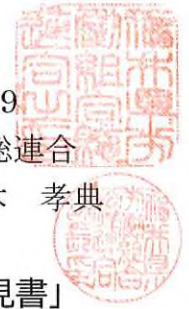
「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書

2026年2月9日

小浜市議会

議長 竹本 雅之 様

陳情代表者 (住所) 福井市勝見 3-16-9  
(団体名) 福井県労働組合総連合  
議長 鈴木 孝典



「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」  
の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

昨年 12 月に診療報酬が改定されました。賃上げや物価高騰対応などの本体部分で+3.09%、薬価-0.87%で、全体として+2.22%と 30 年ぶりの大幅改訂でした。介護報酬改定は本来ならば 2027 年を 1 年前倒しで+2.03%、障がい福祉では+1.84%の改定でした。

しかし、医療・介護・福祉の実情を見れば今回の改定は十分なものではありません。マスクミでも病院の 7 割が赤字と報道されていますが、福井県医師会が 24 年後半の経営状況について県内病院に調査したところ、6 割超が赤字と回答し、「地域医療は崩壊寸前」と発表されました (25 年 4 月)。また、前回マイナス改定となった訪問介護では施設の倒産・閉鎖が相次いでいます。24 年の物価上昇率は 2.7%で、昨年との 2 年間で 5%超になります。今回の診療報酬と介護報酬の改定では、次期改定までの 2 年、3 年と持ちこたえることは厳しいといわざるを得ません。

医療・介護・福祉の分野で働くケア労働者はコロナ以降骨身を削って働いていますが、賃金は据え置かれたままになっています。こうした中、離職者の増加、新規採用の困難で人的側面からも医療・介護は厳しい状況になっています。

地域医療と地域介護を崩壊させないために、国に対して下記のことを求めてください。

【要請事項】

- 1 2 年ごと、3 年ごとの改訂ではなく、地域医療・地域介護を崩壊させないために機敏に診療報酬・介護報酬を改定し、物価高騰に十分対応できるようにしてください。
- 2 医療機関や介護福祉施設の経営を人的資本の面からも支えられるように、ケア労働者の賃金を物価上昇を上回るように引き上げてください。

# 地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書

## (案)

昨年 12 月に診療報酬が改定されました。賃上げや物価高騰対応などの本体部分で+3.09%、薬価-0.87%で、全体として+2.22%と 30 年ぶりの大幅改訂でした。介護報酬改定は本来ならば 2027 年を 1 年前倒しで+2.03%、障がい福祉では+1.84%の改定でした。

しかし、医療・介護・福祉の実情を見れば今回の改定は十分なものではありません。マスコミでも病院の 7 割が赤字と報道されていますが、福井県医師会が 24 年後半の経営状況について県内病院に調査したところ、6 割超が赤字と回答し、「地域医療は崩壊寸前」と発表されました(25 年 4 月)。また、前回マイナス改定となった訪問介護では施設の倒産・閉鎖が相次いでいます。24 年の物価上昇率は 2.7%で、昨年との 2 年間で 5%超になります。今回の診療報酬・介護報酬の改定では、次期改定までの 2 年、3 年と持ちこたえることは厳しいといわざるを得ません。

医療・介護・福祉の分野で働くケア労働者はコロナ以降骨身を削って働いていますが、賃金は据え置かれたままになっています。こうした中、離職者の増加、新規採用の困難で人的側面からも医療・介護は厳しい状況になっています。

地域医療と地域介護を崩壊させないために、医療機関・介護福祉施設が物価高騰に対応できるように特別な手立てを取るとともに、機敏な診療報酬・介護報酬の改定が必要です。

## 記

- 1 地域医療・地域介護を崩壊させないために、物価高騰に十分対応できるように 2 年ごと、3 年ごとの改訂ではなく、機敏に診療報酬・介護報酬を改定すること。
- 2 医療機関や介護福祉施設の経営を人的資本の面からも支えられるように、ケア労働者の賃金を物価上昇を上回るように引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

2026 年 月 日  
議会

議長

内閣総理大臣 宛  
厚生労働大臣 宛  
財務大臣 宛